

## 埼玉県介護施設等の施設内保育施設助成事業費等補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 埼玉県介護施設等の施設内保育施設助成事業費等補助金は、埼玉県介護施設等の施設内保育施設助成事業実施要綱に基づき実施する事業に係る経費の一部について、市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙。以下「管理運営要領」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののが、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 介護施設等 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき指定又は許可を受けた介護保険施設及び事業所をいう。
- (2) 施設内保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項第1号（ハは除く）又は法第6条の3第12項第2号の事業を目的とする施設をいう。  
主として従業員児童を対象としたものでなければならないが、利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。
- (3) 定員 施設要件及び保育従事者の配置要件から同時に保育することが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいう。
- (4) 従業員児童 施設内保育施設を設置する介護施設等又は事業者の従業員が保護者である乳幼児をいう。

### (補助の対象)

- 第3条 この補助金は、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により造成された基金を活用して行う次の事業を補助の対象とする。

#### 2 介護施設等の施設内保育施設設置促進事業

##### (1) 施設内保育施設整備助成事業

介護施設等の施設内保育施設の整備事業に要する費用について、設置者である市町村又は民間事業者に対し県が補助する事業。ただし、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

##### (2) 施設内保育施設設置準備経費等支援事業

介護施設等の施設内保育施設の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設の開設時に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普

及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)について、設置者である市町村又は民間事業者に対し県が補助する事業。

### 3 施設内保育施設運営支援事業

- (1) 前項(1)又は(2)の補助事業の交付を受けて設置した施設内保育施設において、現に利用のあった日の属する月に対する運営費について、設置者である市町村又は民間事業者に対し県が補助する事業。
- (2) 運営費の補助対象期間は、施設内保育施設を開設した日の属する月の翌月(開設した日が月の初日の場合は当月)の初日から3年とする。

(対象外)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 施設内保育施設整備助成事業
- ア 既に実施している事業
  - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
  - ウ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
  - エ 令和5年度以降に、災害イエローブーンにおいて新規整備した介護施設等の施設内保育施設にかかる事業
  - オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (2) 施設内保育施設開設準備経費等支援事業
- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
  - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- (3) 施設内保育施設運営支援事業
- ア 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
  - イ その他運営費補助事業として適当と認められない事業
- (4) 埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)(以下、条例という。)第2条第1号に定める暴力団が施設を整備又は運営する場合。
- (5) 条例第2条第2号に定める暴力団員が事業主または役員となっている法人が施設を整備又は運営する場合。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人が施設を整備又は運営する場合。
- (7) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の施設内保育施設の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、第3条第2項の事業の対象としない。
- (8) 災害イエローブーンにおいて、介護施設等の施設内保育施設の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローブーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、第3条第2項の事業の対象としない。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができます。

- (ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合  
は、次のaからdの全てに該当すること
- (イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当す  
ること
- a 新規整備を行う介護施設等の施設内保育施設の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
  - b 新規整備を行う介護施設等の施設内保育施設の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の施設内保育施設の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
  - c 新規整備を行う介護施設等の施設内保育施設又は介護施設等の施設内保育施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっ  
いること。
  - d 新規整備を行う介護施設等の施設内保育施設の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第2項に定める設置促進事業においては、別表1の第2欄に定める県補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を助成額とする。
- (2) 第3条第3項に定める運営支援事業においては、別表2の第1欄に定める対象経費の実支出額から第2欄に定める施設内保育施設運営に係る収入を控除した額と第3欄に定める区分に応じた基準額に補助対象年度内の運営月数を乗じた額を比較して少ない方の額を助成額とする。

(申請手続)

第6条 市町村及び民間事業者(以下「申請者」という。)は、次の様式により、事業に  
係る補助金の交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、次のとおりとし、交付の申請は申請書正本1部とする。

ア 施設内保育施設整備助成事業	様式第1-1号
イ 施設内保育施設設置準備経費等支援事業	様式第1-2号

ウ 施設保育内施設運営支援事業

様式第 1 – 3 号

- (2) 規則第 4 条第 1 項に定める申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- (3) 規則第 4 条第 1 項の交付申請書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならぬ。
- (4) 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(変更申請手続)

第 7 条 交付決定を受けた市町村及び民間事業者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、第 6 条に定める申請手続の例により、申請を行うものとする。

(交付決定)

第 8 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 施設内保育施設整備助成事業 様式第 2 – 1 号
- (2) 施設内保育施設設置準備経費等支援事業 様式第 2 – 2 号
- (3) 施設保育内施設運営支援事業 様式第 2 – 3 号

(事業の中止等)

第 9 条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第 10 条 県が、民間事業者が実施する事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 県補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業が完了する日(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。

- (5) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 県補助対象事業者は県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。  
なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、二支社等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。  
また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (10) 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 県補助対象事業者が(1)から(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に返納させことがある。

(市町村が実施する場合の交付の条件)

第11条 県が、市町村が実施する事業(以下「市町村実施事業」という。)に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 市町村が市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 市町村実施事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならぬ。
- (4) 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (5) 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 市町村が（1）から（9）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

#### （交付の方法）

第12条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

#### （実績報告）

第13条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 施設内保育施設整備助成事業 様式第3-1号
- (2) 施設内保育施設設置準備経費等支援事業 様式第3-2号
- (3) 施設保育内施設運営支援事業 様式第3-3号

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、事業年度の3月31日までの間で知事が別に定める。

3 規則第13条の実績報告書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならない。

#### （交付確定）

第 14 条 規則第 14 条の交付確定通知の様式は、次のとおりとする。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 施設内保育施設整備助成事業      | 様式第 4-1 号 |
| (2) 施設内保育施設設置準備経費等支援事業 | 様式第 4-2 号 |
| (3) 施設保育内施設運営支援事業      | 様式第 4-3 号 |

(補助事業に係る調査等)

第 15 条 知事は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 221 条第 2 項の規定に基づき、隨時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(補助金の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 知事は、規則第 14 条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条及び第 17 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95% の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 19 条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その

未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(その他)

第20条 この補助対象事業の実施については、管理運営要領によるものとし、その他の必要な事項については知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1

## 介護施設等の施設内保育施設設置等促進事業

1 事業名	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費
施設内保育施設整備助成事業 ※	13,000千円	施設数	<p>施設内保育施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
施設内保育施設設置準備経費等支援事業	4,580千円	施設数	円滑な開設の際に必要な開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。

※埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第2条(1)に掲げる施設等と合築・併設して整備を行う場合、「2 県補助単価」に1.05を乗じた額が県補助単価となる。

別表2

## 施設内保育施設運営支援事業

1 対象経費	2 運営に係る収入	3 基準額	
		区分	月額
施設内保育施設の運営に係る経費	施設内保育施設の運営に係る収入	開設日の属する月の翌月初日から起算して1月目から12月目の間	250千円
1 人件費	1 保護者から徴収する保育料		
2 教材費	2 寄付金		
3 おむつ等消耗品費	3 物品販売手数料	開設日の属する月の翌月初日から起算して13月目から24月目の間	187千円
4 食材費	4 その他保育施設運営に係る収入		
5 保育委託料		開設日の属する月の翌月初日から起算して25月目から36月目の間	125千円
6 その他保育施設運営のために必要と認められる経費			